

【建設部】

評価の総括

【評価について（現状と課題）】

建設部の業務計画に位置付けた事業では、28事業のうち23事業でA評価としていることから全体として概ね順調と考えています。しかし、3事業でB評価、2事業でC評価があります。評価の内容は、道路建設課の「市道0109号線(鶴嶺通り)歩道整備事業」「上赤羽根堤線道路改良事業」「高田萩園線道路改良事業」が、工事の入札不調や補償物件の除却などに時間を要し繰越となったことから、B評価としました。

道路管理課の「市道0210号線(梅田通り)道路整備事業」及び道路建設課の「新国道線街路整備事業」については、用地交渉に時間を要し、結果として用地買収には至りませんでした。今後も交渉を継続することからC評価としました。また、道路管理課の「市道7263号線道路整備事業」については、本件とは関連性の無い別件の問題により用地交渉を進められない状態のため、D評価としました。これらの3つの事業については、引き続き粘り強く用地交渉に臨む必要があると考えています。

公園緑地課「(仮称)南湖四丁目、中海岸三丁目地内公園整備事業」については、旧西浜駐車場跡地の土地利用と一体的に整備を検討することになり、当初予定していた詳細設計を保留したため、B評価としました。

【今後の方向性】

順調に進捗している事業については、引き続き進めてまいります。

各事業の今後の方向性についての特記事項として、道路建設課で策定した幹線道路の維持保全計画に基づき、舗装等の補修時期に合わせて歩行空間、自転車ネットワーク、電線類地中化等を進めるもので、より効果的・効率的に事業推進するために、道路管理課を主管課として庁内関係部署との連携を進めます。

公民連携推進の観点から、道路管理課の「狭あい道路整備事業」及び建築課の「市営住宅の補修」で、民間の持つノウハウ、専門知識、技術等を活用する提案型民間活用制度を使い事業の推進を図ります。また、公園緑地課の「柳島キャンプ場管理運営事業」で、管理運営を平成28年度から行政提案型の協働事業で行うための準備を進めます。「公園愛護会制度」で、地域の方々により自主的に草刈り等を行っていただく公園愛護会の活動団体を増やしていきます。

建設総務課の「地籍調査事業」は、平成27年度が緊急重点区域官民境界等先行調査事業の初年度であり、円滑な事業推進に努めます。

平成27年度業務棚卸評価における事務事業数

平成26年度の取組に対する評価と事業の方向性									
事務事業数	活動数			事業の方向性					
				拡大	現状維持	縮小	廃止に向けて検討	休・廃止	終了
106	361	評価の数	A	11	70	0	0	0	3
			B	1	5	0	0	0	0
			C	0	2	0	0	0	0
			D	1	0	0	0	0	0
			E	0	0	0	0	0	0
			Z	0	1	0	0	0	0
		共通事務、災害 応急対策活動	12						

平成27年度の新規事業								
事務事業数	活動数		拡大	現状維持	縮小	廃止に向けて検討	休・廃止	終了
0	0		0	0	0	0	0	0
【新規事業名】								

A評価以外の事業の内訳

B評価の主な事業（業務棚卸しにおける事務事業全体の決算額が100万円以上）	
市道0109号線（鶴嶺通り）歩道整備事業	道路建設課
高田萩園線道路改良事業	道路建設課
上赤羽根堤線道路改良事業	道路建設課
C評価の主な事業	
市道0210号線（梅田通り）整備事業	道路管理課
新国道線街路整備事業	道路建設課
D評価の事業	
市道7263号線道路整備事業	道路管理課
E評価の事業	
Z評価の事業	
国有財産の譲与申請	建設総務課

事業の方向性の内訳

縮小	
休・廃止に向けて検討	
休・廃止	
終了	
幹線道路維持保全計画策定事業	道路建設課
寺尾橋橋りょう整備事業	道路建設課
茶室・書院管理運営事業	公園緑地課

建設部各課における課題の整理と事業手法の検討

※各課においてB～Z評価とした事業及びA評価の中で課題のある事業を掲載。

建設総務課

事業名	26年度の取組に対する評価	事業の課題
国有財産の譲与申請	Z	申請なし
地籍調査事業	A	地籍調査事業の最終的な目的である「地籍」を明確にするためには一筆地調査の実施が必至です。今回策定した10ヶ年計画を実施する中で進捗状況を見ながら、一筆地調査の開始時期の検討を進める必要があります。
道水路の境界確定及び境界確定図等の交付	A	世界測地系で測量を行い境界確定図を作成した箇所における境界復元の申請者負担の選択制について、導入後、申請者負担による復元に係る完了報告の遅延や未提出による事務の増加が懸念されます。
道路の寄附、道水路交換、付替え及び払下げ	A	現地調査や権利関係の調査は、民間活力を活用することでスピード化は図れるものの、払下げ可能か否かの最終判断は道水路管理者が直接現地に出向き、現況を把握したうえで判断することに時間を要します。
事業手法の検討（広域連携及び公民連携の視点）		
【公民連携の視点】 道路の寄附、道水路交換、付替え及び払下げについては、事務処理の一部を民間活力を利用することで業務の速度を速めることが出来ています。		

道路管理課

事業名	26年度の取組に対する評価	事業の課題
市道7263号線道路整備事業	D	本事業とは関連性のない別件の事項により、交渉が進められない状態であり、用地交渉の再開に向け、別件の問題を早期に解決する必要があります。
市道0210号線（梅田通り）整備事業	C	線越分の不動産鑑定・補償調査委託については5月までに完了済です。用地買収については交渉が難航しており、合意形成が得られるよう継続して交渉する必要があります。
市道4220・4201号線（大山街道）整備事業	B	自治会役員との協議を引き続き進め、歩車道の段差解消に伴う、隣接敷地の出入り口等の高さ調整に対する地権者との合意形成を図る必要があります。
茅ヶ崎駅南口駅前広場改修事業	A	バリアフリー基本構想及び公共サインガイドラインを考慮し、交通安全性を高めた、駅前広場のレイアウト変更を含む改修工事を、関係機関と十分な協議・調整を行いながら実施する必要があります。
事業手法の検討（広域連携及び公民連携の視点）		
【公民連携の視点】 狭あい道路整備事業については、効果的な事業実施手法として、提案型民間活用制度の導入について検討及び準備を行い、27年度より実施します。		

道路建設課

事業名	26年度の取組に対する評価	事業の課題
市道0109号線（鶴嶺通り）歩道整備事業	B	今後も継続的に用地買収を進めて行きますが、家屋補償を必要とする場合には、補償調査や合意を得るまでに時間を要することもあり、補償調査を前年度に前倒して行うなどの手法の検討が必要です。
行谷芹沢線道路改良事業	B	用地買収できなかった場合においても、部分的な暫定整備を行うことで供用できるよう検討を加えたことにより、事業進捗について今後成果が見込めることとなりましたが、開通時の暫定整備箇所の安全対策について、所轄警察署と調整が必要です。
新国道線街路整備事業	C	今後も継続的に用地交渉に臨み、地権者との合意点を模索することが必要です。

高田萩園線道路改良事業	B	地域の意向により、路線決定が速やかに行われたことから、9月補正予算により前倒して詳細設計を行った実情がありますが、県警協議には日数を要するため、県警協議事項の検討を速やかに進める必要があります。
上赤羽根堤線道路改良事業	B	今後も継続的に用地買収を進めて行きますが、家屋補償を必要とする場合には、補償調査や合意を得るまでに時間を要することもあり、補償調査を前年度に前倒して行うなどの手法の検討が必要です。
事業手法の検討（広域連携及び公民連携の視点）		
【広域連携の視点】 広域連携に関して、取り組むことのできる内容はありませんでした。		
【公民連携の視点】 専門的知識を要する工事や夜間工事の場合は、民間委託を利用することで、残業時間の短縮等、人件費の削減を進めると共に、民間の専門的知識やノウハウの利活用を図るなど、人材育成にも寄与しました。		

公園緑地課

事業名	26年度の取組に対する評価	事業の課題
（仮称）南湖四丁目、中海岸三丁目地内公園整備事業	B	南湖四丁目公園整備事業（グランドプランD地区）については、西浜駐車場跡地の土地利用の詳細が決定したら事業を進めます。中海岸三丁目地内公園整備事業（グランドプランC地区）についても、神奈川県との調整に時間を要していますが、実施に向け、継続して協議を進めていく必要があります。
中央公園再整備事業	A	管理棟改修等にかかる国庫補助金の確保について、国の財政事情から調整中であり、当面の配分が困難な状況が想定されます。
事業手法の検討（広域連携及び公民連携の視点）		
【広域連携の視点】 さがみ縦貫道路・藤沢大磯線整備に伴う関連事業については、（仮称）河童徳利ひろば整備計画が寒川町と行政界を跨ぐため、広域連携による整備の協議、調整を行っています。		
【公民連携の視点】 市営プール管理運営事業については、平成27年度より指定管理者制度を導入し、サービスの向上や管理に係る経費の縮減などに効果がありました。 みどりの里親制度については、平成26年度9月より公園愛護会制度を立ち上げ、公園愛護会に登録した団体の市民協働による公園の清掃、除草等により、市の公園管理にかかる費用の削減のみだけでなく、地域の見守りによる安心、安全の確保が図れました。		

建築課

事業名	26年度の取組に対する評価	事業の課題
市営住宅の整備（市営住宅建替）	A	①管理方法については、福祉関係各課を通し各団体との調整を行っていますが、各団体の活動時間に合わせた管理運営体制の決定が必要です。 ②建設について、基本設計より時間が経過しているため、説明会等を行い、周辺住民の意見なども検討し、周知を図る事が必要です。 ③入居者の意向調査を参考に移転計画を検討していくことが必要です。
事業手法の検討（広域連携及び公民連携の視点）		
【公民連携の視点】 事業No. 12 市営住宅の補修事業は、平成26年度に民間のノウハウを活用し迅速な補修作業ができるよう提案型民間活用制度を検討し、平成27年4月より導入しました。		